建設工事における適正な価格による下請契約のための対応について

平成 26 年 10 月 20 日 県土総務課・技術企画課

下請業者を含む全ての建設労働者の適切な賃金水準の確保及び社会保険等への加入徹底など就 労環境の改善を図るため、「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」を 10 月 10 日付けで制定し、適正な下請契約の締結を受注者に要請することとしましたので報告します。

1 背景

(1) 下請契約の実態

- ○元請と下請では、継続的に工事を発注・受注する関係が通常であるため、元請が強く、下 請が弱い立場になりがちである。
- ○契約内容が一式計上となり、適正な経費が含まれた下請契約となっているか不明な場合が ある。
- 2次、3次に及ぶ下請契約(重層下請)となった場合、間接費が増加し、労務費や法定福 利費へのしわ寄せなどの問題が発生する。

(2) 適正な下請契約締結推進に向けての動き

- ○県では、公共工事設計労務単価の引き上げ等とあわせて、技能労働者への適切な賃金水準 の確保と社会保険等への加入に向けて、工事設計書にちらしを添付し、受注者に対し要請 してきたところ。
- ○国では、建設産業活性化会議において、建設産業の担い手確保、育成を図るために、技能者の処遇改善、若手の早期活躍の推進等を柱とする施策に取り組むこととしており、労働人口が減少することを見越し、建設生産システムの省力化、効率化や重層下請構造の改善を進めることとされており、県においても建設産業の担い手確保、育成へ向け県内の実情も踏まえながら、より一層の取り組みを図っていくものである。

2 要綱概要

鳥取県の公共工事設計労務単価については、51 工種平均で平成 25 年 4 月に 11.8%、平成 26 年 2 月に 6.6%引き上げ、全ての元請・下請業者への周知徹底を図っているなかで、更に工事設計書に書面 (3種類) を添付 (工事契約書の一部となる) することにより、次の事項を元請業者に要請する。

(1) 適正な価格による下請け契約の締結に努める

- ○下請契約を行う主要3工種(鉄筋工、足場工、型枠工)について、公共工事設計に計上 している標準単価(労務費、法定福利費等)を書面で明らかにし、元請・下請双方が、これを参考にして適正な価格による下請契約の締結を促進させる。
- (2) 社会保険等未加入の下請業者(2次下請け含む)への加入の指導に努める
- (3) 発注者から求めがあった場合、下請契約書(2次下請け含む)の写しの提出に協力する【添付する書面】
 - ○「適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底」 (平成 26 年 1 月 15 日以降添付している。)
 - ○「公共工事設計労務単価(主要10職種)変動率」 (平成26年5月30日以降添付している。)
 - ○「公共工事設計労務単価と法定福利費について」 (平成26年10月10日以降に起工決裁を行う工事について新たに添付する。)

- 一般社団法人鳥取県建設業協会会長
- 一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
- 一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
- 一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
- 一般社団法人鳥取県電業協会会長

部落解放鳥取県企業連合会理事長

鳥取県技能士連合会長

- 一般社団法人鳥取県測量設計業協会会長
- 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長
- 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 中国地質調査業協会鳥取県支部長
- 一般社団法人日本補償コンサルタント協会鳥取県部会会長
- 一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部鳥取県委員会代表

鳥取県県土整備部長 (公印省略)

様

建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱の制定について(送付)

近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、建設労働者の賃金低下や社会保険等未加入などの就労環境悪化をもたらし、若年入職者が大きく減少しています。

これらの課題に対応するため、本県では、平成24年4月に法定福利費事業主負担確保に向けて現場管理費率を約0.8%引き上げたほか、公共工事設計労務単価を平成25年4月1日に約11.8%、平成26年2月1日に約6.6%引き上げ、建設業に従事する労働者の処遇改善に取り組んできたところです。

また、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、平成26年6月4日付けで建設業法(昭和24年法律第100号)と、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)が一部改正され、平成27年4月1日以降、元請業者は下請契約の金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することが求められます。

本県においては、この改定の主旨を踏まえて、より迅速にこれまでの取組が2次以下の下請業者にも適切に反映されるよう、別添のとおり建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱を制定し、平成26年10月10日以降に起工決裁を行う工事から適正な価格による下請契約を締結するよう受注者へ要請することとしたので、御承知いただくとともに貴団体会員への周知をお願いします。

担当

県土総務課建設業担当 藤島 電話 0857-26-7454 技術企画課技術調査担当 西垣 電話 0857-26-7410

みんなで、適切な賃金水準を確保! 社会保険等への加入を徹底!

まじめに働く職人が報われるために



【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、 労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に約11.8%、また、平成26年2月には約6.6%引き上げ、平成24年度に比べ約19.5%の上昇となりました。

技能労働者への適切な水準の賃金支払

- □ 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- □ 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- □ 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

社会保険等への加入徹底

- □ 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下 請契約を締結しましょう
- □ 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

元請による下請への指導(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- ▶ 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- ▶ 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき
 - 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

請負契約における法定福利費の確保(標準見積書の活用)

元請

- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- ⇒ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、 提示された場合、これを尊重しましょう
- 下請 > 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しま しょう



鳥取県県土整備部県土総務課

公共工事設計労務単価(主要10職種)変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、51職種平均で平成25年4月に11.8%、平成26年2月に6.6%引き上げられ、平成24年度に比べ約19.5%の上昇となりました。主要10職種の引き上げ率は下表のとおりです。

	単 価 (円)						
職種		対 H24.4 比	対 H25.4 比				
	H24.4	H25.4	H26.2				
特殊作業員	13, 800	10.9%	3.9%				
1寸2415米貝	13, 800	15, 300	15, 900				
普通作業員	10, 800	11.1%	4.2%				
日四17末只	10, 000	12, 000	12, 500				
軽作業員	9, 500	14.7%	3.7%				
在IF本只 	3, 300	10, 900	11, 300				
とびエ	15, 000	12.0%	7.1%				
	10, 000	16, 800	18, 000				
鉄筋工	14, 900	12.1%	7.2%				
政 7/7 工	14, 500	16, 700	17, 900				
運転手(特殊)	12, 900	10.9%	3.5%				
建和 1 (11) 亦/	12, 500	14, 300	14, 800				
運転手(一般)	11, 100	10.8%	4.9%				
	11, 100	12, 300	12, 900				
型わくエ	14, 600	12.3%	7.3%				
<u> </u>	14, 000	16, 400	17, 600				
大工	14, 900	12.1%	7.2%				
<u> </u>	17, 000	16, 700	17, 900				
左官	14, 200	12.0%	7.5%				
在 日	14, 200	15, 900	17, 100				

【公共工事設計労務単価とは?】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者51職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働(所定時間内)に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

|労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

- 1. 基本給相当額 基本給(**法定福利費本人負担分相当額を含む。**)及び出来高給
- 2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
- 3. 臨時の給与 賞与(ボーナス)など
- 4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注:<u>法定福利費事業主負担分</u>は、現場管理費に計上されています(労務単価には、法定福利費事業 主負担分は含まれていません。)。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、**末端の下請企業の技能労働者に 至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。
- 【例】普通作業員(12,500 円/日、20 日/月勤務)の場合

月当たり 12,500(円/日)×20(日)=250,000 円となり、これは上記枠内の 1. ~ 4. により算定した年収(3,000 千円)を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費(雇用保険、医療保険及び年金保険)の本人負担相当額(約15%)が含まれています。

公共工事設計労務単価と法定福利費

- 適正な金額での下請契約のために -

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費(現場管理費)には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。 なお、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)の算出に当たっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例(H26.10.1 時点)

■標準単価 (公共工事設計標準歩掛及び労務単価による)

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり(直接工事費原価ベース)で すが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価				
工1至11	工性石			労務費	器具及び諸雑費		
鉄筋工 ※ 1	D10~D51	t	52,000 円 (100.0%)	50, 648 円 (97. 4%)	1, 352 円 (2. 6%)		
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	2, 804 円 (100.0%)	1, 5 44 円 (55. 1%)	1, 260 円 (44. 9%)		
型枠工 ※ 2	鉄筋・無筋 構造物	m [‡]	5, 646 円 (100. 0%)	4, 591 円 (81. 3%)	1, 055 円 (18. 7%)		

- ※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。
- ※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/

注)下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費 うち労働者負担分 法定福利費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
鉄筋工	52,000 円/t	50,648 円/t	7,692 円/t	8,806円/t
足場工	2,804 円/掛㎡	1, 544 円/掛㎡	234 円/掛㎡	268 円/掛㎡
型枠工	5,646 円/㎡	4, 591 円/㎡	697 円/㎡	798 円/㎡

- ◎労働者負担分の算定式 労務費×151.87÷1,000
- ◎事業主負担分の算定式 労務費×173.87÷1,000

※H26.10.1 時点の率

- ●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価)+③(事業主負担分法定福利費)
- ●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱

1 目的

この要綱は、鳥取県県土整備部(各総合事務所県土整備局を含む。以下同じ。)が発注する建設工事において、設計価格に含まれる労務費、機械経費、材料費及び諸経費並びに法定福利費(労働者負担分・事業主負担分)を勘案した適正な価格による下請契約を締結することにより、下請業者を含む全ての建設労働者の適切な賃金水準の確保及び社会保険等(健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)への加入徹底など就労環境の改善を図ることを目的とする。

2 対象工事

鳥取県県土整備部が発注する全ての建設工事を対象とする。

3 定義

(1) 法定福利費

法定福利費とは、健康保険料、厚生年金保険料、労災保険料及び雇用保険料のことをいい、これらは労働者負担分と事業主負担分があり、給料に対する負担率は毎年改定されるものである。

(2) 発注者

鳥取県県土整備部をいう。

(3) 元請業者

鳥取県県土整備部が発注する建設工事を直接請け負った者をいう。

(4) 下請業者

すべての下請契約における請負者をいい、数次の下請契約により行われる場合は、直接元請負者からその工事の一部を請け負った者はもとより、それに続くすべての下請契約における請負者をいう。

4 発注者の責務等

発注者は、発注時においては入札閲覧書に別添「適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底」、「公共工事設計労務単価(主要10職種)変動率」及び「公共工事設計労務単価と法定福利費について」の書面(調達公告時点における最新版)を添付することにより入札等参加者に周知するとともに、契約締結時においては契約図書に添付することにより適正な価格による下請契約となるよう次の事項について元請業者に要請するものとする。

(1) 元請業者及び下請業者は、建設業法第20条第1項の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。

その際、契約図書に添付された書面に留意するとともに、特に法定福利費(事業主負担分)についてはこれを内訳明示した標準見積書の提示を下請業者に求め、

提示された場合にはこれを尊重するよう努めること。

※建設業法

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の 種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよ う努めなければならない。

- (2) 元請業者は、社会保険等への未加入の下請業者(2次以下を含む。以下同じ。) に対して加入するよう指導に努めること。
- (3) 元請業者は、下請業者が、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせる場合も、第一号に準じて適正な価格による下請契約が締結されるよう指導に努めること。
- (4) 元請業者は、第一号及び前号にかかる下請契約書を(前号の場合にあっては当該下請業者から写しを提出させたうえで)保管し、発注者から当該契約書の写しの提出の求めがあった場合は、協力すること。

附則

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。



■お聞い合わせ ③使い方 品サイトマップ ■RSS

テーマでさがす 県の紹介と観光 お知らせ ネットで手続 県政情報 組織と仕事 メイン 県土総務課 技術企画課 道路企画課・道路建設課 河川課 治山砂防課 空港港湾課



防災・危機管理関係

防災関係ホームページ

被災宅地危険度判定制度

中山間地域共同施設災害復旧補助事業

測量等業務関係

測量等共通仕様書

業者選定等

監督業務・検査要綱等

電子調達システム関係

建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱について

建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱

-目的-

この要綱は、鳥取県県土整備部(各総合事務所県土整備局を含む。以下同じ。)が発注する建設工事において、設計価格に含まれる労務費、機械経費、材料費及び諸経費並びに法定福利費(労働者負担分・事業主負担分)を勘案した適正な価格による下請契約を締結することにより、下請業者を含む全ての建設労働者の適切な賃金水準の確保及び社会保険等(健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)への加入徹底など就労環境の改善を図ることを目的とする。

関係機関リンク集

関係機関リンク集

都市計画

都市計画審議会

地価調査・地価公示

都市計画 (案) の縦覧

マスタープラン

不動産鑑定業

土地売買等の届出

都市計画の変更に係る 公聴会

- 要綱の4による添付書類-

- 賃金、社会保険(PDF)
- 労務単価主要10職種変動率(PDF)
- 法定福利費計算例(PDF)

-参考資料-

- 鉄筋工・足場工・型枠工の標準単価及び労務・資材の構成(PDF)
- 労務単価に占める法定福利費について(PDF)

▲ページ上部に戻る

個人情報保護 | リンク | 著作権 | アクセシビリティ

😈 鳥取県 県土整備部技術企画課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7407 ファクシミリ 0857-26-8189 E-mail gijutsukikaku@pref.tottori.jp



鉄筋工・足場工・型枠工の標準単価及び労務・資材の構成

H26.10.1時点

1t当り

名称 •規格など 数量 単位 単価 構成比率 金額 備考 52.000 52,000 97.4% 労 50,648 50,648 労務費 (50,648円) 加工•組立共 鉄筋工 ※ 1.00 t 機 364

 諸雑費
 1.00
 式
 0
 丸め

52,000

足場工 手摺先行型枠足場

鉄筋工

計

II -5-9-1

1掛m2当り

<u>足場上 手摺先行型秤足場</u>		ш о о .				1 掛m2 当り
名称 •規格など	数量	単位	単価	金額	構成比率	備考
土木一般世話役	1.40	人	18,600	26,040		
とびエ	6.30	人	18,000	113,400	55.1% (1,544円)	労務費
普通作業員	1.20	人	12,500	15,000		
ラフテレーンクレーン(賃料)	1.40	П	39,200	54,880	44.9%	器具及び諸雑費
諸雑費	34.00	%	209,320	71,080	(1,260円)	が共火い 品種貝
合計	100	掛m2		280,400		
単位当たり	1.00	掛m2		2,804		

型枠工 鉄筋 無筋構造物

I -4-2-1

1m2当り

型枠工 鉄筋 無筋構造物		ш . 🖭 .			<u>1m2当り</u>
名称 ■規格など	構成比	単位	金額	構成比率	備考
土木一般世話役	46.31%	人	2,615		
型わくエ	25.10%	人	1,417	81.3% (4,591円)	労務費
普通作業員	9.90%	人	559		
(諸雑費)			1,055	18.7% (1,055円)	器具及び諸雑費
単位当たり	1.00	m2	5,646		

※施工パッケージのため、法定福利費の対象となる労務費を構成比から算定。

注)本資料は、各工種の標準的な積算条件による単価ですので、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

労務単価に占める法定福利費について

H26.10.1 時点

■社会保険の負担率

社会保険等	保険料	会社負担分	本人負担分
健康保険料	117.0/1000	58.5/1000	58.5/1000
厚生年金保険料	174.74/1000	87.37/1000	87.37/1000
雇用保険料	16.5/1000	10.5/1000	6.0/1000
児童手当拠出金	1.5/1000	1.5/1000	_
労働者災害補償保険料	16.0/1000	16.0/1000	_
計		173.87/1000	151.87/1000

※健康保険料は、介護保険第2号保険者(40歳~65歳)に該当する場合。

介護保険第2号保険者に該当しない場合は、99.8/1000となる。

※労働者災害補償保険料は、道路新設事業の場合の負担率

■労務単価に占める法定福利費

とび工の場合の試算

- ·H26 労務単価 18,000 円/日
- ・法定福利費 2,733 円/日(18,000×151.87/1000)

- 一般社団法人鳥取県建設業協会会長
- 一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
- 一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
- 一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
- 一般社団法人鳥取県電業協会会長部落解放鳥取県企業連合会理事長鳥取県技能士会連合会会長一般社団法人鳥取県警備業協会会長

様

鳥取県県土整備部長 (公印省略)

現場説明書の一部改正について(通知)

このことについて、下記のとおり一部改正を行い、平成26年10月20日以降 に起工決裁を行う工事から適用することとしましたので、御承知いただくととも に、貴会会員にお知らせくださるようお願いします。

> (担当) 技術企画課 技術調査担当 西垣 電話0857-26-7410 ファクシミリ0857-26-8189

> > 記

1 主な改正点

- (1)「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」の制定に合わせて、本要綱の趣旨に基づく適正な価格による下請契約の締結に努めることを追記した。
- (2) 受注者は、社会保険等未加入の下請業者に対しても加入の指導に努めることを追記した。

平成26年10月20日改正

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」 (平成24年1月24日付第201100158002号県土整備部長通知)とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 鳥取県暴力団排除条例(平成23年3月鳥取県条例第3号)に基づき、暴力団、暴力団員 又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこ と。
 - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議 すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等(技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。)は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」(平成3年2月5日付建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知)及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」(平成26年10月3日付第201400102617号県土整備部長通知)の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 受注者は、100万円以上の下請契約を締結した場合は「建設工事の下請報告について」(平成20年3月28日付第200700193464号)に基づき、下請施工体系図及び建設工事下請報告書を提出しなければならない。
- (3) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」(平成19年8月15日付第200700071998 号県土整備部長通知)第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受 注者(共同企業体として落札した場合にあっては、そのすべての構成員とする。)は、工事 の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建 設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ 提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者と契約すること。ただし、技術的に施工できる県内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは県内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (5) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」(平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知)に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。

また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。

- (6) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

現場説明書

3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

4 労働者の福祉向上について

(1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険) への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労 働者に対しても、国民健康保険等に加入するよう指導に努めること。

受注者は、請け負った工事に従事する全ての下請業者に対して、上記と同様に社会保険等加入の指導に努めること。

(2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書という。)の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するように努めること。

5 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」(平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知)に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

6 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」(平成22年1月 20日付第200900157785号県土整備部長通知)に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者(以下「県内販売業者」という。)から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
 - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
 - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む)又は建設機 械等の燃料として、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等(以下「不正軽油」 という。)を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

- (4) ダンプトラック等による運搬について
 - 1) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
 - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするな ど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態 を解消する措置を講ずること。
- (5) 工事請負代金額500万円以上の工事については、工事完了後に鳥取県資材集計システム (http://db.pref.tottori.jp/ShizaiSyukei.nsf/) の登録を行い、監督員に承認を得ること。

7 リサイクルの促進について

建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」(平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知)に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

8 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。